



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年9月24日木曜日 第748号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県会計規則の一部を改正する規則……………（会計課）… 520

告 示

- 地方自治法の規定に基づく特定収納事務に係る特定歳入等……………（会計課）… 526
- 道路の区域変更（県道上分三島線）……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 526
- 指定道路の指定……………（南予地方局八幡浜土木事務所）… 526

選挙管理委員会告示

- 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正……………（選挙管理委員会）… 526

規 則

○愛媛県規則第41号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（会計管理者等の現金収納） 第22条 会計管理者等は、納入義務者から納入通知書に現金を添えて納付を受けたときは、これを収納し、<u>領収証書</u> _____を交付しなければならない。 2・3 省略 4 会計管理者等は、第1項及び前項本文の規定により現金を収納したときは、<u>納入済通知書</u> _____を歳入徴収者に送付しなければならない。 5 前項の規定にかかわらず、収入受託者は、別に定めるところにより、同項の規定による<u>納入済通知書</u> _____の送付に代えて、当該<u>納入済通知書</u> _____の記載事項のデータを、データ伝送の方法（電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。）を用いてデータを伝送する方法をいう。以下同じ。）により歳入徴収者に送付することができる。 （<u>納入済通知書</u> _____の送付） 第25条 会計管理者又は室長は、指定金融機関等から<u>納入済通知書</u> _____の送付があつたときは、これを歳入徴収者に送付しなければならない。 （収入及び支出の証拠書類） 第186条 証拠書類は、次の各号に掲げるものとする。 （1）収入の場合にあつては、調定決議書、<u>納入済通知書</u> _____その他収入の基礎又はその事実を証する書類 （2）省略 （公金の出納）	（会計管理者等の現金収納） 第22条 会計管理者等は、納入義務者から納入通知書に現金を添えて納付を受けたときは、これを収納し、<u>愛媛県納入通知書兼領収証書</u>を交付しなければならない。 2・3 省略 4 会計管理者等は、第1項及び前項本文の規定により現金を収納したときは、<u>愛媛県収納済通知書</u>を歳入徴収者に送付しなければならない。 5 前項の規定にかかわらず、収入受託者は、別に定めるところにより、同項の規定による<u>愛媛県収納済通知書</u>の送付に代えて、当該<u>愛媛県収納済通知書</u>の記載事項のデータを、データ伝送の方法（電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。）を用いてデータを伝送する方法をいう。以下同じ。）により歳入徴収者に送付することができる。 （<u>愛媛県収納済通知書</u>の送付） 第25条 会計管理者又は室長は、指定金融機関等から<u>愛媛県収納済通知書</u>の送付があつたときは、これを歳入徴収者に送付しなければならない。 （収入及び支出の証拠書類） 第186条 証拠書類は、次の各号に掲げるものとする。 （1）収入の場合にあつては、調定決議書、<u>愛媛県収納済通知書</u>その他収入の基礎又はその事実を証する書類 （2）省略 （公金の出納）

第198条 省略

2 省略

3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、返納通知書により公金を収納したとき（指定金融機関において収納代理金融機関から誤払金等の納入済通知書_____の送付を受けたときを含む。）は、歳出金に戻入をしなければならない。

（収納事務）

第199条 省略

2 指定金融機関等は、納入義務者から公金を収納したときは、納入に関する書類に領収の印を押し、領収書等を当該納入義務者に交付しなければならない。ただし、納付情報により納付される公金を収納した場合又は第30条第3項若しくは第4項の規定により、歳入徴収者が、納入通知書若しくは納税通知書の記載事項のデータをデータ伝送の方法により送付した場合にあつては、この限りでない。

3・4 省略

（指定金融機関等の収納手続）

第200条 指定金融機関等は、納入義務者又は会計管理者等（別に定める収入受託者を除く。）から公金を収納したときは、納入に関する書類（返納通知書を除く。以下この条において同じ。）を速やかに取扱店及び主管取扱店にあつては総括店に、代理取扱店及び代理主管取扱店にあつては代理総括店に、収納代理取扱店にあつては収納代理総括店に送付しなければならない。

2 収納代理総括店は、納入に関する書類に基づいて日別の収納集計表（様式第90号の2）を3部作成し、うち2部を納入済通知書_____に添えて直ちに会計管理者が指定する取扱店に送付するとともに、当該収納集計表に係る収納金を当該取扱店に払い込まなければならない。

3 前項の取扱店は、同項に規定する収納金を受領したときは、収納集計表に領収の印を押し、納入済通知書_____に添えて速やかに総括店に送付しなければならない。

4 総括店又は代理総括店は、納入に関する書類並びに総括店にあつては前項の規定により送付された納入済通知書_____及び収納集計表に基づいて本庁及び各地方局別に日計表（様式第91号）を2部作成し、1部は納入に関する書類及び総括店にあつては収納集計表に添えて保管し、他の1部は納入済通知書_____並びに総括店にあつては国庫金等の振込みに係るものがあるときは国庫金等振込通知書（様式第92号）及び収納集計表を添えて速やかに会計管理者又は室長（地方税法の規定による徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税については、地方局長）に送付しなければならない。

5・6 省略

（日計表の作成等）

第220条の2 省略

2 省略

3 収納代理総括店は、返納通知書に基づいて日別の収納集計表を3部作成し、うち2部は納入済通知書_____に添えて直ちに第200条第2項の取扱店に送付するとともに、当該収納集計表に係る返納金を当該取扱店に払い込まなければならない。

4 前項の取扱店は、同項に規定する返納金を受領したときは、収納集計表に領収の印を押し、納入済通知書_____に添えて速やかに総括店に送付しなければならない。

5 省略

第198条 省略

2 省略

3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、返納通知書により公金を収納したとき（指定金融機関において収納代理金融機関から誤払金等の愛媛県収納済通知書の送付を受けたときを含む。）は、歳出金に戻入をしなければならない。

（収納事務）

第199条 省略

2 指定金融機関等は、_____公金を収納したときは、納入に関する書類に領収の印を押し、領収書等を_____納入義務者に交付しなければならない。ただし、納付情報により納付される公金を収納した場合又は第30条第3項若しくは第4項の規定により、歳入徴収者が、納入通知書若しくは納税通知書の記載事項のデータをデータ伝送の方法により送付した場合にあつては、この限りでない。

3・4 省略

（指定金融機関等の収納手続）

第200条 指定金融機関等は、_____公金を収納したときは、納入に関する書類（返納通知書を除く。以下この条において同じ。）を速やかに取扱店及び主管取扱店にあつては総括店に、代理取扱店及び代理主管取扱店にあつては代理総括店に、収納代理取扱店にあつては収納代理総括店に送付しなければならない。

2 収納代理総括店は、納入に関する書類に基づいて日別の収納集計表（様式第90号の2）を3部作成し、うち2部を愛媛県収納済通知書に添えて直ちに会計管理者が指定する取扱店に送付するとともに、当該収納集計表に係る収納金を当該取扱店に払い込まなければならない。

3 前項の取扱店は、同項に規定する収納金を受領したときは、収納集計表に領収の印を押し、愛媛県収納済通知書に添えて速やかに総括店に送付しなければならない。

4 総括店又は代理総括店は、納入に関する書類並びに総括店にあつては前項の規定により送付された愛媛県収納済通知書及び収納集計表に基づいて本庁及び各地方局別に日計表（様式第91号）を2部作成し、1部は納入に関する書類及び総括店にあつては収納集計表に添えて保管し、他の1部は愛媛県収納済通知書並びに総括店にあつては国庫金等の振込みに係るものがあるときは国庫金等振込通知書（様式第92号）及び収納集計表を添えて速やかに会計管理者又は室長（地方税法の規定による徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税については、地方局長）に送付しなければならない。

5・6 省略

（日計表の作成等）

第220条の2 省略

2 省略

3 収納代理総括店は、返納通知書に基づいて日別の収納集計表を3部作成し、うち2部は愛媛県収納済通知書に添えて直ちに第200条第2項の取扱店に送付するとともに、当該収納集計表に係る返納金を当該取扱店に払い込まなければならない。

4 前項の取扱店は、同項に規定する返納金を受領したときは、収納集計表に領収の印を押し、愛媛県収納済通知書に添えて速やかに総括店に送付しなければならない。

5 省略

6 総括店及び代理総括店は、第1項及び前項に規定する返納通知書、送金通知書、直接払実績表、支払指示書、公金振替書、直接払公金振替書及び支払取消指示書（以下「支出に関する日計表作成に要する書類」という。）並びに総括店にあつては第4項の規定により送付された納入済通知書_____及び収納集計表に基づいて本庁及び各地方局別に日計表を2部作成し、1部は支出に関する日計表作成に要する書類及び総括店にあつては収納集計表に添えて保管し、他の1部は納入済通知書_____、公金振替済通知書、直接払公金振替済通知書、支払取消済通知書及び総括店にあつては収納集計表を添えて会計管理者又は室長に送付しなければならない。

7・8 省略

（賠償責任）

第234条 法第243条の2の9第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)～(4) 省略

別表第4（第78条、第226条関係）

帳簿の種類及び様式	記帳の原因、時期等	記帳者
省略		
歳入整理簿（執行機関用）（様式第103号）	歳入の調定、過誤納金の払戻しの決議、年度、会計又は科目の更正、未収入金の繰越し、不納欠損の整理等をしたとき及び <u>納入済通知書</u> ____、 <u>領収済額取消通知書</u> 等の送付を受けたとき。	省略
徴収簿（様式第104号）	納入の通知（納入通知書によるものに限る。）、督促、過誤納金の払戻し、不納欠損の整理等をしたとき及び <u>納入済通知書</u> 、 <u>領収済額取消通知書</u> 等の送付を受けたとき。	省略
歳入整理簿（会計課用・出納機関用）（様式第105号）	過誤納金の払戻しをしたとき及び調定決議書、更正決議書（歳入）、 <u>納入済通知書</u> ____、 <u>領収済額取消通知書</u> 等の送付を受けたとき。	省略
省略		
歳出整理簿（会計課用・出納機関用）（様式第113号）	支出、支出の取消し等をしたとき及び誤払金等の <u>納入済通知書</u> ____、更正決議書（歳出）等の送付を受けたとき。	省略
省略		

6 総括店及び代理総括店は、第1項及び前項に規定する返納通知書、送金通知書、直接払実績表、支払指示書、公金振替書、直接払公金振替書及び支払取消指示書（以下「支出に関する日計表作成に要する書類」という。）並びに総括店にあつては第4項の規定により送付された愛媛県収納済通知書及び収納集計表に基づいて本庁及び各地方局別に日計表を2部作成し、1部は支出に関する日計表作成に要する書類及び総括店にあつては収納集計表に添えて保管し、他の1部は愛媛県収納済通知書、公金振替済通知書、直接払公金振替済通知書、支払取消済通知書及び総括店にあつては収納集計表を添えて会計管理者又は室長に送付しなければならない。

7・8 省略

（賠償責任）

第234条 法第243条の2の8第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)～(4) 省略

別表第4（第78条、第226条関係）

帳簿の種類及び様式	記帳の原因、時期等	記帳者
省略		
歳入整理簿（執行機関用）（様式第103号）	歳入の調定、過誤納金の払戻しの決議、年度、会計又は科目の更正、未収入金の繰越し、不納欠損の整理等をしたとき及び <u>愛媛県収納済通知書</u> 、 <u>領収済額取消通知書</u> 等の送付を受けたとき。	省略
徴収簿（様式第104号）	納入の通知（納入通知書によるものに限る。）、督促、過誤納金の払戻し、不納欠損の整理等をしたとき及び <u>領収済通知書</u> 、 <u>領収済額取消通知書</u> 等の送付を受けたとき。	省略
歳入整理簿（会計課用・出納機関用）（様式第105号）	過誤納金の払戻しをしたとき及び調定決議書、更正決議書（歳入）、 <u>愛媛県収納済通知書</u> 、 <u>領収済額取消通知書</u> 等の送付を受けたとき。	省略
省略		
歳出整理簿（会計課用・出納機関用）（様式第113号）	支出、支出の取消し等をしたとき及び誤払金等の <u>愛媛県収納済通知書</u> 、更正決議書（歳出）等の送付を受けたとき。	省略
省略		

様式第7号（その1）を次のように改める。

※本票は、直接機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

公 愛媛県財務 愛媛県納入済通知書

				金 額			
収納機関 番 号		納付 番号			確認 番号		納付 区分
帳票区分		納期限			納付 目的		

3 3

納入者氏名 (住所等非表 示払込書)	様		領 収 日 付 印
発 行 機 関			
C V S 収 納 用			

公 愛媛県納付書（原符）

納付番号	
金 額	
納入者氏名 (住所等非表 示払込書)	様
発行機関	
納 期 限	
納付目的	

□ 切り取らないでお出しください。

領 収 日 付 印

公 愛媛県納入通知書兼領収証書

納 付 番 号		
金 額	納 期 限	
納 入 者	様	
発 行 機 関		
納 付 目 的		

領 収 日 付 印

切り取らないでお出しください。

- 注1 用紙寸法は、愛媛県納入済通知書においては縦114.5ミリメートル、横125ミリメートルとし、愛媛県納付書（原符）においては縦114.5ミリメートル、横55.2ミリメートルとし、愛媛県納入通知書兼領収証書においては縦114.5ミリメートル、横116.8ミリメートルとすること。
- 2 再発行の場合は、愛媛県納入通知書兼領収証書欄の上部余白に「 年 月 日 再発行」と、その他の欄の上部余白に「再発行」と朱書すること。
- 3 調定の増額による場合は、愛媛県納入通知書兼領収証書欄の上部余白に「更正増額」と朱書すること。
- 4 延滞金を徴収することになっている収入についてはその徴収する場合及び根拠条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第1項に掲げる分担金等については行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する事項を余白部分に記入すること。

様式第10号の2及び様式第11号（その1）中「領収済通知書」を「納入済通知書」に改める。

様式第11号（その2）（表）中「（表）」、「※この納入通知書は県内の金融機関等でお支払いできます。」及び「詳細については、裏面をご覧ください。」を削り、「愛媛県収納済通知書」を「愛媛県納入済通知書」に改め、「愛媛県控え」、「金融機関控え」及び「収入印紙不要（納付者控）」を削り、同様式（裏）を削る。

様式第11号（その3）及び同様式（その4）中「領収済通知書」を「納入済通知書」に改める。

様式第12号（表）中「（表）」、「※この納入通知書は県内の金融機関等でお支払いできます。」及び「詳細については、裏面をご覧ください。」を削り、「愛媛県収納済通知書」を「愛媛県納入済通知書」に改め、「愛媛県控え」、「金融機関控え」及び「収入印紙不要（納付者控）」を削り、同様式（裏）を削る。

様式第20号注2中「愛媛県収納済通知書」を「愛媛県納入済通知書」に改める。

様式第32号を次のように改める。

※本票は、直接機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

公 愛媛県財務 愛媛県納入済通知書

				金 額	
収納機関 番 号		納付 番号		確認 番号	納付 区分
帳票区分		納期限		納付 目的	

3 3

納入者氏名 (住所等非表 示払込書)		領 収 日 付 印
発 行 機 関		
C V S 収 納 用		

公

愛媛県納付書（原符）

納付番号	
金 額	
納入者氏名 (住所等非表 示払込書)	様
発行機関	
納 期 限	
納付目的	

□ 切り取らないでお出しください。

領 収 日 付 印

公

愛媛県返納通知書兼領収証書

納 付 番 号	
金 額	納 期 限
納 入 者	様
発 行 機 関	
納 付 目 的	
	領 収 日 付 印

切り取らないでお出しください。

- 注1 用紙寸法は、愛媛県納入済通知書においては縦114.5ミリメートル、横125ミリメートルとし、愛媛県納付書（原符）においては縦114.5ミリメートル、横55.2ミリメートルとし、愛媛県返納通知書兼領収証書においては縦114.5ミリメートル、横116.8ミリメートルとすること。
- 2 再発行の場合は、愛媛県返納通知書兼領収証書欄の上部余白に「 年 月 日 再発行」と、その他の欄の上部余白に「再発行」と朱書すること。

様式第90号及び様式第95号中「領収済通知書」を「納入済通知書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に交付されている改正前の愛媛県会計規則様式第7号（その1）、様式第11号（その3）及び様式第32号の規定による書類は、改正後の愛媛県会計規則様式第7号（その1）、様式第11号（その3）及び様式第32号の規定による書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県会計規則様式第10号の2、様式第11号、様式第12号、様式第90号及び様式第95号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第998号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、次のとおり地方税共同機構に特定収納事務を行わせることとしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年9月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 行わせることとした特定収納事務に係る特定歳入等
地方自治法第243条の2の7第1項に規定する歳入等のうち、
納入義務者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第
12条の2の21第1項に規定する方法により納付するものであつ
て、同省令第12条の2の20第1項に掲げるもの以外のもの
- 2 特定収納事務を行わせることとした日
令和8年9月24日

○愛媛県告示第999号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上分三島線	四国中央市下柏町字八三郎邸472番1地先から 同町字傳蔵屋敷481番1地先まで	旧	メートル 5.4～7.5	キロメートル 0.087	
		四国中央市下柏町字八三郎邸472番1から 同町字傳蔵屋敷481番1まで	新	9.1～11.2	0.087	
〃	〃	四国中央市下柏町字クラトコ186番6地先から 同町字寺ノ前183番3地先まで	旧	4.6～8.8	0.046	
		四国中央市下柏町字クラトコ186番4から 同町字寺ノ前183番3まで	新	9.2～14.1	0.046	

○愛媛県告示第1000号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和8年9月24日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日
令和8年9月8日
- 3 指定道路の位置
八幡浜市保内町喜木1番耕地91番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 36.97メートル
(2) 幅員 4.13メートル

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第67号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年10月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和8年9月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）

第4条 省略

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第451条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものの写しを添付しなければならない。

3 省略**第4号様式**（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第4条関係）

その1 省略

その2

省略

省略

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第451条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2～6 省略

その3 省略

第7号様式（請求書の様式）（第5条関係）

その1

省略

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送

改正前

（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）

第4条 省略

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の18第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものの写しを添付しなければならない。

3 省略**第4号様式**（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第4条関係）

その1 省略

その2

省略

省略

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の18第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2～6 省略

その3 省略

第7号様式（請求書の様式）（第5条関係）

その1

省略

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送

車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第451条第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2・3 省略

（別紙）その1・その2 省略

その2・その3 省略

車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の18第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識の番号をいう。）のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2・3 省略

（別紙）その1・その2 省略

その2・その3 省略